

写

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島労働局長
小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 7 日付け鹿労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成 30 年 10 月 1 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 761 円）は平成 30 年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 761 円
- (3) 発 効 日 平成 30 年 10 月 1 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18~19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成 30 年度
- (3) 生活保護費(平成 30 年度)

生活扶助基準(第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(89,402 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかつた。

(註) 1 箇月換算額

$$761 \text{ 円 (鹿児島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 108,190 \text{ 円}$$

写

令和2年8月25日

鹿児島労働局長
小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和2年8月25日貴職から、8月7日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コーパかごしま労働組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自交総連鹿児島地方連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

写

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島労働局長
小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職
から諮詢のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、
鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低
賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島労働局長
小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚 孔信

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮詢のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。